

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和6年11月18日付けで行った文書「法定外公共物の用途廃止及び売払い（払下げ）等に係る事務処理（取扱）要領」の開示請求に対し、瀬戸市長（以下「処分庁」という。）が令和6年12月2日付け6瀬維第110号で行った公文書不開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が令和6年11月18日付けで行った開示請求に対し不存在（不開示）とされた、公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 令和6年12月2日付け6瀬維第110号で公文書不開示決定を行っている。

イ 令和7年1月8日付け弁明書では、行政財産の用途廃止及び払下げをする際の手順を記載しているが、手順が決まっているのであれば、その前提としての要領等は存在するはずである。

ウ 用地連絡調整会を開催しているのであれば、その運営要領、協議事項、審査基準等を記載した公文書が必ず作成されているはずである。

エ 慣例に従って職務を行っているとしても、人事異動による事務引継ぎのためにもその慣例は文書化されているはずである。

オ 「払下げの流れについて」が渡され、後日申請関係様式が電子送信された。これらは本件に係る開示請求の対象文書の基本的かつ重要な部分を構成しているものであり、これは開示対象とされた公文書に該当する。

以上、開示請求対象文書は必ず存在し、開示されなければならない。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

審査請求人が求める公文書は作成しておらず不存在であるため、開示することはできない。なお、行政財産を用途廃止及び払下げする際の取扱いについて、希望があった際に担当職員が図面調査、現地確認等を実施し、用地連絡調整会を開催して払下げの可否を判断するという流れで行っており、要領等は作成していない。

4 審査請求に係る経過

令和6年11月18日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和6年12月2日 処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付
令和6年12月3日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和7年1月8日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和7年2月10日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和7年3月18日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和7年8月25日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

弁明書では、行政財産の用途廃止及び払下げをする際の手順を記載しているが、手順が決まっているのであれば、その前提としての要領等は存在するはずである。処分庁から渡された「払下げの流れについて」及び申請関係様式は本件に係る開示請求の対象文書の基本的かつ重要な部分を構成しているものであり、かつ、担当者はメモを保有していると主張していた。これは開示対象とされた公文書に該当すると考えるから、文書は必ず存在すると考えている。

また、行政不服審査法第33条及び第38条に基づく証拠書類提出の要求を求めたが応じられず、手続きに瑕疵があった。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 請求人から行政不服審査法第33条及び第38条に係る手続きの瑕疵に関する主張があったが、審査会では本件不開示決定に関することについてのみ審査した。

イ 用地連絡調整会議に係る決裁文書等も請求人の求める文書に含まれるのではないかと確認したが、請求に至るまでの請求人と処分庁とのやり取りから既に請求人が求めているものが明白であったため、開示請求された公文書の補正をしなかった点については、妥当であるとの判断に至った。

ウ 今回担当者の保有するメモについて、内容、使用状況等を確認したが、あくまで担当者個人が事務の覚えとして利用する目的で作成されたこと、瀬戸市文書取扱規程等に基づく起案をされたものでないこと、決裁文書等の公文書に添付したり、課の職員間で共用されたりしていないことを確認し、公文書に該当しないと判断した。

エ したがって、本審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、存在するはずであると審査請求人が主張する「法定外公共物の用途廃止及び売払い（払下げ）等に係る事務処理（取扱）要領」については、存在しないという結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、本件の開示請求の対象となった文書の作成について、補足的に意見を述べる。

処分庁によれば、法定外公共物の用途廃止及び売払いに係る事務については、事案に応じた対応が必要になり、その都度調査し用地連絡調整会議で判断しているため明文化された要領がないとのことであった。

しかしながら、法定外公共物の用途廃止及び売払いは、市の財政に関する事項であり、要領があることで、市民への説明の際の根拠となり得る。

以上のことから、明文化できる範囲で手順を定めた要領を作成されることを検討されたい。